

安心・安全のために……その①

みんなの安心が 楽しいバス旅行をつくれます。

「旅行行程表」は 余裕をもって。

目的地間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故を発生させるおそれがあります。旅行行程は余裕をもって作成することをお願いします。



配車地・旅行行程中の バスの待機場所の確保。

路上でのご乗車は、交通渋滞や事故の原因となり、長時間の場合は道路交通法で処罰の対象となります。

配車地等は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、明細地図のご提供をお願いいたします。

また、配車後はできるだけすみやかに出発できるようにご協力ください。



ご発注は 営業区域内で。

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。

- ※ (1) 道路運送法第20条 発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
(2) 行政処分 営業区域外運送
- ① 臨時・偶発的なものは、初犯・10日車、再犯・30日車
 - ② 反復・計画的なものは、更に重い初犯・20日車、再犯・60日車

白ナンバーのバスの 貸切行為の禁止。

自家用バス（白ナンバー）で有料でお客様を送迎する行為、観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されており、処罰されます。

また、レンタカーのバスを運転手付きで借りることも違反です。

- ※ (1) 道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
(2) 罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。